

敦賀市就労体験事業実施要綱

(目的)

第1条 本要綱は、社会から孤立するひきこもり状態にある者等に、就労体験を通して社会的な居場所を提供し、社会参加による自立の促進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は敦賀市（以下「市」という。）とする。

(対象者)

第3条 本事業の対象者は、既存の各制度における社会参加に向けた支援では対応できない個別性の高いニーズを有することを要件とし、原則として、市に居住する満15歳以上の者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2章に規定する義務教育の課程にある者を除く。）とする。

(事業内容)

第4条 市長は対象者から就労等について相談を受けた場合に、必要に応じて、適切な就労体験を実施する事業者（以下「協力事業者」という）を案内し、当該協力事業者における就労を体験させるものとする。

(協力事業者の登録)

第5条 社会貢献として対象者に対する就労体験の実施に協力しようとする事業者は、協力事業者として市長の登録を受けることができる。ただし、登録を受けることができる事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第174号）第8章に規定する就労継続支援B型の事業を行う者（以下「事業者」という。）とする。

- 2 前項の登録を受けようとする事業者は、敦賀市就労体験事業協力事業者登録申請書（様式第1号）に運営規程及び事業者の指定を受けている旨を証する書面を添えて市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、相当と認めたものについて協力事業者として登録を行い、敦賀市就労体験事業協力事業者登録通知書（様式第2号）によりその旨を通知するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により登録を行った協力事業者について、申請者の名称並びに事業者の名称、所在地、連絡先等を公表するものとする。

(変更等)

第6条 協力事業者は、登録の内容に変更が生じたときは、速やかに敦賀市就労体験事業協力事業者登録変更届出書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- 2 協力事業者は、登録事業を廃止し、又は休止するときは、その1ヵ月前までに敦賀市就労体験事業協力事業者廃止・休止・再開届出書（様式第4号。以下「廃止・休止・再開届出書」という。）を市長に提出しなければならない。

開届出書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 3 前項の規定により登録事業を休止した協力事業者は、登録事業を再開したときは、その日から10日以内に廃止・休止・再開届出書を市長に提出しなければならない。

(協力事業者における対象者の受入れ)

第7条 協力事業者は、対象者の受入れを行うにあたっては、「多様な社会参加への支援に向けた地域資源の活用について(通知)」(令和3年3月31日子発0331第9号、社援発0331第15号、障発0331第11号、老発0331第4号 厚生労働省子ども家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長、厚生労働省老健局長連名通知)のとおり、既存の福祉サービス事業所等の定員の空きを活用するなど、本来事業の事業実施に支障が生じない範囲で受入れを行う。

(利用の手続き)

第8条 事業利用に関する相談支援は参加支援事業受託事業者(以下「参加支援事業者」という。)において行う。

- 2 本事業の利用については、原則として参加支援事業者のプランに盛り込むこととする。

(申請の手続き等)

第9条 事業の利用を希望する者(以下「利用者」という。)は、市長に敦賀市就労体験事業利用申請書兼同意書(様式第5号。以下「申請書」という。)により申請を行うとともに、誓約書(様式第6号)を提出する。ただし、利用者が未成年の場合には、法定代理人同意書(様式第7号)を併せて提出する。

- 2 市長は、申請書等を受理したときは、就労体験の必要性を検討のうえ、事業の実施の可否を決定し、敦賀市就労体験事業利用決定通知書(様式第8号)又は敦賀市就労体験事業利用却下通知書(様式第9号)により利用者に通知するものとする。

- 3 市長は、利用者の受入れを行う協力事業者に対し、敦賀市就労体験事業利用依頼書(様式第10号)を提出して依頼するものとする。

(利用日数等)

第10条 利用日数は5日までとし、利用時間は1日あたり2時間までとする。

(利用の中止)

第11条 市長は、利用者の心身の状況等から利用中止が適当と判断した場合に、利用の中止を決定することができる。

(謝金の支払い)

第12条 市長は、協力事業者の請求に基づき、就労体験に係る謝金を支払うものとする。

- 2 前項に定める謝金の額は、就労体験を実施した場合は、1日あたり4,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とする。

- 3 協力事業者は、謝金を請求しようとする場合は、業務完了後速やかに敦賀市就労体験

事業謝金請求書（様式第11号。以下「請求書」という。）に敦賀市就労体験事業実績報告書（様式第12号。以下「報告書」という。）を添付して市長に提出するものとする。

- 4 市長は前項の請求書及び報告書を受理したときは、その内容を審査・確認し、適正と認められた場合は、就労体験に係る謝金として、30日以内に支払うものとする。

（事業の保険）

第13条 市は、就労体験中の怪我等を包括的に補償する保険に加入する。

（個人情報の保護）

第14条 本事業の実施に携わる職員等は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 本事業の実施に携わる職員等は、関係機関と個人情報を共有する場合は利用者から同意を得るなど、個人情報の取扱について適切な手続きを踏まえることとする。

（雑則）

第15条 本要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行する。